

要介護認定等に係る資料提供の事前依頼(介護保険事業者向け) 【スマート申請】

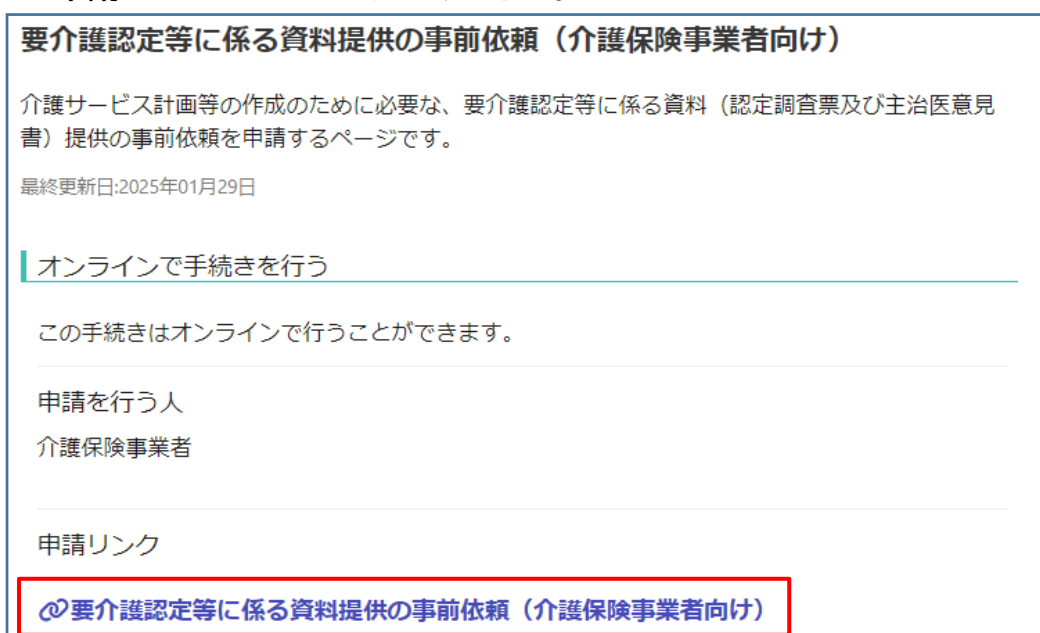
- 1 「船橋市 スマート申請」(<https://ttzk.graffer.jp/city-funabashi>)の「キーワードで手続きを探す」から「資料提供」と検索してください。



- 2 手続き名称が「要介護認定等に係る資料提供の事前依頼(介護保険事業者向け)」であることを確認し、クリックしてください。



- 3 申請リンクをクリックしてください。



- 4 注意事項を確認し、Graffer アカウントをお持ちの方は、ログインしてから進んでください。
アカウント登録せずにメールで申請する方は、メールアドレスを入力してください。

要介護認定等に係る資料提供の事前依頼 (介護保険事業者向け)

入力状況

0%

船橋市の「要介護認定等に係る資料提供の事前依頼（介護保険事業者向け）」のオンライン申請ページです。

介護サービス計画等の作成のために必要な、要介護認定等に係る資料（認定調査票及び主治医意見書）提供の申請をすることができます。

注意事項

- 申請者は、介護保険事業者に限ります。
- 資料の交付は介護保険課窓口にて行います。このページによる申請で郵送交付はできません。
- 窓口で交付を受ける際には、「要介護認定等資料提供申出書」（原本）、契約書（写し可）、事業所に属することが確認できる証（原本）、コピー代（現金）が必要です。
- 受付日時点において市で保有する直近の情報を提供します。
- 資料の提供可能期間は、「資料提供可能のお知らせ」のメールが届いた日から1か月です。
- 本人が要支援の場合は、委託元の地域包括支援センターへお問い合わせください。
- 本人が65歳未満で生活保護を受給している場合は、生活支援課へお問い合わせください。
- 本人が転入継続の場合は、転入前の市区町村へお問い合わせください。

Grafferアカウントを利用する方

ログインしていただくと、申請書の一時保存や申請履歴の確認ができます。

新規登録またはログインして申請

または

Grafferアカウントを利用しない方

メールアドレスの確認のみで申請ができます。
一時保存や申請履歴の確認など一部機能は使えません。

アカウント登録せずにメールで申請

申請に利用するメールアドレスを入力してください。
申請用のページのリンク（URL）をお送りします。

メールアドレス 必須

example@example.com

迷惑メール設定としてドメイン指定受信を設定された
「@mail.graffer.jp」を受信できるよう指定してください。

どちらでも申請は可能ですが、
Graffer アカウントで申請した場合は、
申請情報の一時保存や再利用が可能です。

◆重要◆ 申請に利用するメールアドレスについて
迷惑メール対策等を行っている場合には、
あらかじめ「@mail.graffer.jp」からのメール受信が可能な設定
に変更してください。

携帯キャリアメールの場合、初期設定で URL リンク付きメールや
パソコンからのメール等を拒否する設定がされている場合がありますので、
ご注意ください。

5 利用規約を確認し、同意いただける場合はチェックを入れ、「申請に進む」をクリックします。

利用規約をご確認ください

[利用規約](#) に同意して、申請に進んでください。

☒ 利用規約に同意する 必須

申請に進む

6 入力画面が表示されます。必須項目を入力してください。

要介護認定等に係る資料提供の事前依頼（介護保険事業者向け）

入力の状況 20%

入力フォーム

申請者の情報

事業所名 必須

事業所郵便番号 任意
ハイフンなしの半角7桁で入力してください

郵便番号から住所を入力

① 「郵便番号から住所を入力」を押すと、住所の一部が自動入力されます。

事業所所在地 必須

① 自動入力後、番地、マンション名、部屋番号など、住所の続きがあれば入力してください。

電話番号 必須
日中に連絡が取れる電話番号を入力してください

メールアドレス 自動入力

7 資料提供を受けた場合の遵守事項を確認してください。

入力フォーム

遵守事項

必須

- ☒ 資料は、ケアプランの作成及びそれに基づく支援を目的として、本人の同意を得た範囲内で使用すること
- ☒ 資料の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じること
- ☒ 資料を保有する必要がなくなったときは、速やかに破棄すること
- ☒ 市から資料の返還を求められたときは、既に破棄した場合を除き、速やかに返還すること

次へ進む

8 申請に不備がある場合は、差し戻しの通知をお送りします。 資料提供可能の通知をもって、資料の提供を受けることができます。

入力フォーム

確認事項

必須

- ☒ 申請内容に不備がある場合、申請は差し戻されます
- ☒ 不備対象が1名でも全て差し戻されますので、複数名分入力する際はご注意ください
- ☒ 資料の提供可能期間は、「資料提供可能のお知らせ」のメールが届いた日から1か月です

9 資料提供対象者は、10名まで入力できます。

入力フォーム

資料提供対象者の情報

被保険者番号（1人目） 必須
半角数字で入力してください

被保険者氏名カナ（1人目） 必須
(例) フナバシ イチロウ

提供を希望する資料（1人目） 必須

☐ 認定調査票

☐ 主治医意見書

対象者2人目を入力する場合は、チェックを入れてください 任意

☐ 対象者2人目を入力する

10 申請内容の確認画面が表示されます。

入力内容を確認し、「この内容で申請する」をクリックします。

被保険者番号（3人目） 必須

9876543  編集

被保険者氏名カナ（3人目） 必須

フナバシ サブロウ  編集

提供を希望する資料（3人目） 必須

主治医意見書  編集

対象者4人目を入力する場合は、チェックを入れてください 任意

 編集

この内容で申請する

11 申請完了したことを確認します。

申請が完了しました

完了メールを登録頂いたメールアドレスに送信しました。また、[申請内容はこちら（申請詳細）](#) からご確認ください。

※メールが届かない場合は、迷惑メールフォルダに振り分けられている可能性がありますので、一度ご確認ください。

12 自動返信メールが届きます。資料はまだ提供できません。

件名：船橋市 要介護認定等に係る資料提供の事前依頼（介護保険事業者向け） 申請受け付けのお知らせ
本文：「船橋市 要介護認定等に係る資料提供の事前依頼（介護保険事業者向け）」の申請を受け付けいたしました。申請内容を確認後、順次処理を行います。

※本メールはシステムからの自動返信です。資料提供可能となった際は改めてご連絡しますので、今しばらくお待ちください。

■ 申請の種類

船橋市 要介護認定等に係る資料提供の事前依頼（介護保険事業者向け）

■ 申請日時

2025-1-●● 15:44:11

13 申請内容に不備があった場合は、 翌開庁日16時までに、申請差し戻しのメールをお送りします。資料は提供できません。

件名：船橋市 要介護認定等に係る資料提供の事前依頼（介護保険事業者向け） 申請が差し戻されました
本文：「船橋市 要介護認定等に係る資料提供の事前依頼（介護保険事業者向け）」の申請が差し戻されました。
以下の「申請差し戻し理由」により資料を提供することができません。内容をご確認の上、再申請をお願いします。

■ 申請の種類

船橋市 要介護認定等に係る資料提供の事前依頼（介護保険事業者向け）

■ 申請日時

2025-1-●● 15:44:11

申請の詳細は、以下の URL からご確認ください。

<https:// ●●●●●>

■ 申請差し戻し理由

- ・対象者1人目の被保険者番号と被保険者氏名が一致しません。
- ・対象者2人目の認定資料は介護保険課にありません。生活支援課へお問い合わせください。
- ・対象者3人目の認定資料は船橋市にありません。転入前の区市町村へお問い合わせください。

14 申請内容に問題がない場合は、
翌開庁日16時までに、資料提供可能のお知らせをお送りします。
資料の提供可能期間は、このメールが届いた日から1か月です。

件名：船橋市 要介護認定等に係る資料提供の事前依頼（介護保険事業者向け） 資料提供可能のお知らせ
本文：「船橋市 要介護認定等に係る資料提供の事前依頼（介護保険事業者向け）」の処理が完了いたしました。

■ 申請の種類

船橋市 要介護認定等に係る資料提供の事前依頼（介護保険事業者向け）

■ 申請日時

2025-1-●● 15:44:11

申請の詳細は、以下の URL からご確認ください。

[https:// ●●●●●● ●●●●●●](https://●●●●●●●●●●)

市役所3階介護保険課窓口にて当該資料の写しを受け取ることができます（午前9時から午後5時まで（土日祝休日・年末年始を除く））。

以下の必要書類と現金（コピー代として1面10円）をお持ちの上、ご来庁ください。

資料の受取可能期間は本メールの送信日から1か月です。

資料が不要になった場合は、ご連絡をお願いします。

【必要書類】

★「要介護認定等資料提供申出書（本人同意による提供）」

様式はこちらからダウンロードできます。

https://www.city.funabashi.lg.jp/kenkou/kaigo/001/p010116_d/fil/moushide_202403.pdf

★本人との契約関係がわかる書類（契約書）

以下の①及び②が確認できる箇所を提示してください（写し可）

①「居宅介護支援等」の契約であること（「契約の目的」箇所）

②事業所と被保険者の署名

★事業所に属することが確認できる証

以下の「①」または「②+③」を提示してください

①事業所が発行する従業員証（名刺不可）

②事業所に属することが確認できるもの（名刺など）

③身分証明書（介護支援専門員証・運転免許証など）

ご不明点等ありましたら、お問い合わせ先までご連絡ください。

<お問い合わせ先>

船橋市 介護保険課 認定審査係 資料提供担当

TEL: 047-436-2302

午前9時から午後5時まで（土日祝休日・年末年始を除く）